

# 1 70歳以上の高額療養費の 自己負担限度額が 上げられました

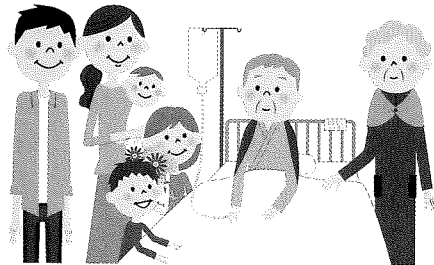
平成29年  
8月から

医療保険制度を持続可能とするため、世代間の負担の公平、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、今年の8月から下記のとおりに上げられました。

● 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額（平成29年8月～平成30年7月）

所得区分	外来+入院の上限額	
	外来の上限額(個人ごと)	(世帯ごと)
現役並み所得 (標準報酬月額28万円以上)	44,400円 → <b>57,600円</b>	80,100円+ (医療費 - 267,000円) × 1% (多数回該当: 44,400円)
一般 (標準報酬月額28万円未満)	12,000円 → <b>14,000円</b> 年間上限 <b>144,000円※1</b>	44,400円 → <b>57,600円</b> (多数回該当: <b>44,400円</b> ) ※2
低所得Ⅱ (住民税非課税の方)		24,600円
低所得Ⅰ (住民税非課税で年金 所得80万円以下)	8,000円	15,000円

- ※1 外来における年間上限額が新設されました。  
外来の上限額を12,000円から14,000円に引上げることに伴い、経済的な負担を考慮した時限措置として年間の上限額(12,000円×12=144,000円)が設定されました。
- ※2 多数回該当の適用が新設されました。  
施行時に一般の区分の方については、平成28年9月から平成29年7月までの間に世帯において高額療養費の支給が3回以上ある場合、8月から多数回該当が適用になります。



# 2 65歳以上の入院時の 居住費(光熱水費相当額)の 負担が上げられました

平成29年  
10月から

介護保険施設や住宅療養との負担の公平化を図る観点から、平成29年10月より65歳以上の医療療養病床に入院する患者の生活療養標準負担額のうち居住費(光熱水費相当額)にかかる部分の負担が上げられました。なお、平成30年4月からは、医療区分にかかわらず370円に統一されます(指定難病患者を除く)。

● 65歳以上の医療療養病床入院時の居住費(平成29年10月～平成30年3月)

医療区分	負担額(日額)
医療区分Ⅰ(医療区分Ⅱ・Ⅲ以外)	320円 → <b>370円</b>
医療区分Ⅱ・Ⅲ(医療の必要性の高い者)※3	0円 → <b>200円</b>
指定難病患者	0円

※3 病状の程度が重篤な者等、厚生労働大臣が定める者

**A Q** 健康保険制度の改正について教えてください。  
平成29年8月・10月に、次のような制度改正が行われました。(太字・下線部が変更点です)

# 平成29年度の健康保険制度の改正について